







※用語解説

<p>? ^{ほう}法テラス</p>	<p>国が設立した公的機関です。 弁護士費用を払うことが難しい方のために、金銭面でのサポートをしてくれます。 主に法律相談の相談料を出してくれたり（法律相談援助）、弁護士に事件を委任した場合に弁護士費用を立て替えてくれたりします。 法テラスを利用した場合、弁護士費用が安くなる上、分割で支払えるようになります。 ※法テラスのサポートを受けるためには一定の基準を満たす必要があります。 詳細は当事務所までお問い合わせください。(TEL 011-398-7757)</p>
<p>? ^{ちやくしゆきん}着手金</p>	<p>弁護士費用の一種で、弁護士が委任された仕事（委任事務処理といいます。）を始める（＝着手する）にあたって必要となるお金です。 事件処理を始めるにあたってかかる費用ですので、紛争に勝っても負けても払わなくてはなりません。 通常は委任契約をする際に支払っていただく必要があります（前払い）が、法テラスを利用した場合は法テラスが一旦立替えてくれます。 ※着手金には消費税がかかります。</p>
<p>? ^{じっぴ}実費</p>	<p>弁護士が委任事務処理をする際に必要となる交通費や通信費等の必要経費です。 実際に掛かった額を基準に支払う方法もありますが、計算が煩雑となりますので、一般的に必要な額（一定額）を支払っていただく方法が通常です。 こちらも着手金と同様に前払いが通常ですが、法テラスを利用した場合は法テラスが一旦立替えてくれます。 消費税はかかりません。</p>
<p>? ^{ほうしゆう}報酬</p>	<p>弁護士が事務処理をしたことによって依頼者が得た経済的利益に応じて必要となるお金です。 こちらは事務処理の結果がどうであるかによって額が変動しますので、着手金や実費と違って後払いとなります。 ※報酬には消費税がかかります。</p>
<p>? ^{けいざいてきりえき}経済的利益 (^う受けた利益)</p>	<p>弁護士に依頼したことにより依頼者が得をした分をいいます。 たとえば、100万円の請求をして、実際に80万円を受け取った場合は、受け取った80万円が経済的利益となります。 また、100万円の請求をされていたが、80万円だけ支払えばよいとなった場合は、減額分の20万円が経済的利益となります。 なお、100万円は「請求額」等と呼ばれます。</p>

<p>  <small>そしやうじやう きやうじよ</small> 訴訟上の救助 </p>	<p>  裁判を起す際には、申立てと同時に訴訟費用を裁判所に(正確には国に)納める必要があります(前払い)。もっとも、経済的事情により訴訟費用を支払うことが難しい方に対しては、裁判所が支払いを猶予してくれることがあります。 これを「訴訟上の救助」あるいは「訴訟救助」といいます。 こちらは法テラスではなく、裁判所に対して申し立てます。実際は弁護士が依頼者を代理して行います。 ※法テラスを利用して弁護士に委任している場合は、訴訟救助の申立てを必ず行わなければなりません。 </p>
<p>  <small>そしやうひやう</small> 訴訟費用 </p>	<p>  裁判を行うために必要な費用として法律上定められているものをいいます。 訴訟費用に含まれるものとしては、①申立手数料、②証人の出頭につき支出される旅費・日当・宿泊料、③鑑定料④送達(書面を当事者等に送ることをいいます。)の郵便料などがあります。 ※弁護士費用は訴訟費用に含まれません。 訴訟費用は原則としてその手続を必要とする人(原告など)が予納(=前払い)しなければなりません。 しかし、裁判に勝訴すれば、相手方(被告など)に負担させることができます。 </p>
<p>  <small>もうしたててすうりやう</small> 申立手数料 <small>よのうきん</small> (予納金) </p>	<p>  裁判所に対して裁判手続を開始してもらうようお願いする(=申立て)にあたり、裁判所に予め納める手数料です。 たとえば、破産の申立てや成年後見人選任の申立てをする際に支払います。 こちらは弁護士に支払う弁護士費用とは別に、裁判所(正確には国)に対して支払うものですので、原則として法テラスの立替からは外れます(破産、再生など)。 もっとも、法テラスが立て替えてくれる場合もあります。 </p>